

加齢性難聴者の補聴器購入に対する

公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど高齢者の生活の質を落とす大きな原因になっている。また、最近では鬱（うつ）や認知症の危険因子になることも指摘されている。

加齢性難聴により、コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、こうした症状につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は欧米諸国と比べ大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国より低く、日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり年金生活者にとって非常に高額であり、しかも保険適用ではないため全額自費となっている。

身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴者の場合は補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるもののその対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

一方、欧米では補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年 9月30日

宮崎県西都市議会